

地区社会福祉協議会の発足

地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という)は、平成2年に地域のたすけあい活動の拠点づくりの必要性から、鎌ヶ谷市自治会連合協議会(以下「自連協」という)、鎌ヶ谷市、鎌ヶ谷市社会福祉協議会(以下「市社協」という)の3者で協議を開始して、地区社会福祉協議会の設立が決定され、翌年から地区ごとに実行されていきました。

当時は、千葉県が推進していた地域ぐるみネットワークの小域ネットワーク推進地区が鎌ヶ谷市では10地区に分かれていました。しかし、上記3者協議の結果、地区割りについては、自連協が運用している6つのコミュニティエリアの方が、地域福祉活動のためには地区住民同士のまとまりが良い判断され、現在の中央、中央東、東部、南部、西部、北部の6地区に決まりました。

財源は平成3年度に地方交付税交付金から配分された「地域福祉基金」を原資に市社協で「ふれあい基金」を創設し、この基金の運用益および市民からの寄付金などで運営費を捻出し、人件費については鎌ヶ谷市からの補助金で対応しました。しかし、現在は利率の低下により、鎌ヶ谷市および市社協の補助金等で運営を行っています。

各地区では、自治会役員、民生委員・児童委員、制度ボランティア、日赤奉仕団、老人会、福祉団体、および福祉に造詣の深い個人の人々が集まって相談し、設立のための準備の整った地区から順次設立していきました。

設立にあたっては、市社協から他県の状況調査などの協力を得ながら、組織、規約などを整備しました。また活動は、各地区とも概ね40人の運営委員を中心として、広報・啓発、ボランティア育成、在宅福祉、ふれあい交流の各委員会を立ち上げて推進することとしました。

発足当時はそれぞれ独立した組織となっていました。各地区社協会長で構成していた「会長会」を発展的に改編して、副会長、事務局員も参加した「地区社協連絡会」として再編成し、市社協の主導のもとで定期的に会合を開き、各地区社協間の情報交換、連絡・調整を行うようになりました。

なお、自連協は、地区社協設立と同時期に、さらにきめの細かい福祉を指向し、「地区ふれあい員制度」～福祉に困っている人がいたら、関係部署に連絡する～を新設し、各自治会で50世帯に1人の割合で地区ふれあい員を選出し、平成4年から自連協会長による委嘱が始まりました。この制度は全国的にも稀有のもので、鎌ヶ谷市で数百名の福祉見守り隊が編成され、現在も地区社協の活動と共に地域福祉の増進に尽力しています。